

## 平成29年度 「既存住宅状況調査技術者講習」【新規講習】 開催のご案内

宅建業法の改正により既存住宅状況調査が法的に位置づけられ、この業務を行うのは一定の講習を修了した建築士と規定されました。

この度、(一社)日本建築士事務所協会連合会は、既存住宅状況調査技術者講習登録機関として国土交通省に登録され、本会(群馬県建築士事務所協会)にて講習会を開催致します。

既存住宅状況調査業務は、建築士事務所のその他業務として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されます。このような業務を行うにあたっての基礎的講習となりますので、建築士事務所並びに建築士の業務の拡大のために、この機会にぜひ、ご受講ください。

- 主催** 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
(国土交通省既存住宅状況調査技術者講習 登録第5号)
- 運営主体** 一般社団法人 群馬県建築士事務所協会
- 開催日時** 平成29年11月28日(火) 受付9:00～ 開講9:30～17:00
- 会場** 前橋問屋センター 2階 春・夏の間 地図：<http://www.maebashi-tc.jp/map.htm>  
前橋市問屋町2-2 TEL 027-251-1175
- 会場コード** A1001
- 定員** 60名 (先着申込み順とします)
- 講習種別** 新規講習
- 受講対象** (新規講習) 建築士法第2条第1項に規定する建築士(一級、二級、木造)
- 受講料** 新規講習 21,060円(税込) [テキスト代、登録料、登録証カード発行等含む]
- 講師** 一般社団法人群馬県建築士事務所協会 講習会担当役員
- 内容**

科目	講習内容	講習時間
講義1 既存住宅状況調査の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産流通市場の現状と国の取り組み状況</li> <li>・既存住宅状況調査技術者の役割</li> <li>・既存住宅状況調査の概要</li> <li>・公正な業務実施のための遵守事項</li> <li>・情報の開示</li> <li>・既存住宅状況調査の手順</li> <li>・既存住宅売買時における調査結果の活用</li> </ul>	120分
講義2 既存住宅状況調査の 技術的基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅状況調査方法基準とその詳細</li> <li>・既存住宅状況調査に付随する 非破壊検査その他の調査</li> <li>・調査報告書の記入</li> <li>・住宅瑕疵の事例</li> <li>・検査機器</li> </ul>	180分
修了考査		40分



## 受講にあたっての注意事項

### ①受講票

受講票は講義中、常に必要となりますので必ず携行してください。

### ②筆記用具

修了考査がありますので、筆記用具を持参してください。

### ③テキスト

講習テキストは講習当日に講習会場にて配布します。講義で使用したテキストは、修了考査において参照が可能です。

### ④本人受講

必ず申込書に記載された本人が受講してください。本人以外の方の受講が確認された場合は、受講取消し処分となります。

## 修了者の発表と名簿の公表

①修了考査の合格者の発表は、講習実施日から2カ月程度を予定しています。(一社)日本建築士事務所協会連合会のサイト (<http://www.njr.or.jp/>) に合格者が掲載されます。

②修了者には、修了証明書およびカード型登録証を発行します。また、上記①のサイトにて名簿が公開されます。

## その他

①この研修会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラム(5単位)の予定です。

②複数の受講者がいる場合は、本案内書をコピーしてご利用下さい。

## 講習申込先 問い合わせ

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 2-23-7

一般社団法人群馬県建築士事務所協会

TEL : 027-255-1333

